

チェーン規制について

平成30年12月14日にチェーン規制に関連する改正が行われました。

冬期道路交通確保対策検討委員会において、大雪時の道路交通の確保のためにいわゆるチェーン規制を実施すべき旨が示されたことを踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の一部を改正しました。

松江国道事務所管内では、国道54号の三次市布野町横谷（横谷登坂）～飯南町上赤名（赤名登坂）がチェーン規制区間となります。

チェーンの着脱場所は下記のとおりになります。

着脱場所

【島根県側】道の駅赤来高原

【広島県側】道の駅ゆめランド布野

詳細につきましては、下記のURLからご覧下さい。

[松江国道事務所からのお知らせ](#) ←クリックすると表示されます

[国土交通省 記者発表](#) ←クリックすると表示されます

[ライブカメラ（国道54号・9号、尾道松江線等）](#) ←クリックすると表示されます

お問い合わせ先

中国地方整備局松江国道事務所管理第二課

代表 0852-26-2131